

# ねりまチャイルド紹介文

2017年2月17日 14:00～石神井庁舎

ねりまチャイルド（練馬子ども権利条例準備会）の宮崎です。光が丘公園のそば、田柄に住んでいます。

今日は、まず、ねりまチャイルドの紹介をさせていただく機会を設けていただいた主催者の「何よりも人と自然を大切にする練馬区をめざす区民集会実行委員会」に感謝を申し上げあげます。

## 1. 活動の開始・目的

ねりまチャイルドは2017年3月16日、練馬にあるここねり研修室で、当日集まった7名のメンバーでスタートしました。スタート以来、メンバーは多少入れ替わりりましたが、月に1回開催している定例会も来月3月9日で、20回目を迎えることとなります。

現在の定例会参加メンバーは、弁護士、私のようなもと教員、もと家庭裁判所の調査官、出版関係、学童クラブの指導員など様々です。そこで先ず、ねりまチャイルドの発足に至った経緯からお話しします。

直接的なきっかけは、2016年、練馬区議会において同年4月に西武池袋線駅頭で「小学生2名が署名を強要されたという通報が保護者から練馬区教育委員会に入った」という発言があり、教育長は、この内容を各学校長あてに伝え、さらに「同様の事例等を確認した場合は必ず教育委員会に報告するように注意を喚起した」という答弁を行ったことがありました。しかし、この署名に関する一連の経緯は、署名活動をしたとされる団体や、あるいはそもそも強要の事実についての事実確認が十分になされないまま区議会に取り上げられた（教育長自身が後日、「事実確認には至らなかった」と回答をしたような）出来事がありました。

この署名の件をめぐって浮かび上がってきたのは、子どもの署名、言い換えれば子どもの意見表明権をどうとらえていくのかという視点でした。そこで、2016年9月3日に、「子どもの署名問題について子どもの権利条約から考える」という学習会が、中村・貫井・富士見台・春日町の4つの地域九条の会とねりま九条の会の主催で今日の講演者である世取山先生をお招きして開催されました。

学習会当日の主催者側の資料には、「日本も締結した国際条約である子どもの権利条約の考え方では、『子どもは未熟であっても、出来るだけ本人の判断が尊重されるべき』とされています。子どもの意見表明権など子どもの人権に関して、保護者、地域の住民、また教育者の立場として活発な議論を始める必要を考え、このたび学習会を企画しました。皆様、どうぞご参加ください」と述べられています。

そして、この学習会に参加したメンバーが呼びかけ、集まって、冒頭でのべました翌年2017年の3月から、このねりまチャイルドのスタートとなりました。集まったメンバーは、私を含めて、この機会に、この練馬で、子どもの権利条約実現に向け

て、練馬の子ども権利条例を制定していこう。そのための運動を起こしていく、それには先ず集まり、その拠り所として「ねりまチャイルド」を立ち上げようという思いがあったと考えます。

## 2. 子どもの権利条約と権利条例

子どもの権利に関する条約（子どもの権利条約）は1989年、国連総会が満場一致で採択し、日本は5年後の1994年に批准して、権利条約の実現を約束しました。しかし、批准して25年たちましたが、日本に暮らす子どもたちの権利は守られているでしょうか。

批准国には、定期的にその実施状況を「国連子どもの権利委員会」に報告し審査・評価、勧告を受けてきました。2010年、国連子どもの権利委員会は日本政府に対して、「高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念する」という勧告を行っています。このように、日本政府は批准したにもかかわらず、この権利条約の実現に向けた取り組みを十分に行ってきたとは言い難い実態があります。

また、今月8日の新聞では「国連子どもの権利委員会が日本に対する審査結果を公表し、体罰の全面禁止の法制化を勧告した」という報道がありました。ちょうど千葉県野田市の児童虐待の事件報道の最中でした。去年3月、目黒で同じく虐待待事件と、立て続けに起こる子どもへの虐待に対しては、虐待禁止ではなく日弁連が提唱している体罰そのものを禁止する「体罰禁止法」などの立法化を一刻も早く求めたいと思います。

子どもの権利条約批准後の日本政府の対応に対して、2002年、子どもの権利条約を批准してから8年目に、神奈川県川崎市を皮切りに、実際に子どもたちの生活の場である地方自治体（都道府県・市区町村）で子ども権利条例の制定が始まりました。最近では去年12月1日、西東京市で子どもの権利条例が制定されました。

## 3. 練馬と子ども権利条約

子どもの最善の利益の実現に向けて、今できることを、可能な限り実現できるのは、先ず子どもが暮らす地域であると考えます。

昨年私たちは、ねりまチャイルドを多くの区民の方に知ってもらうために、規約作りの作業を行ってきました。（資料参照、これだけの文章ですが、何度も読み合わせ、修正を行いこのかたちになりました）子どもの権利条約は25年前に日本政府が批准した条約です。私たちは、この規約を手掛かりに今後練馬に子ども条例制定に向けた運動を起こしていきたいと考えています。そのためにはまず、練馬区内で子どもの権利条約の普及活動を行い、区民の理解と賛同を得ていく必要があります。既に、昨年3月から、小学生を対象にした子どもの権利条約のワークショップを児童館で3回、今年1月にはココネリの研修室で、小学生や就学前のお子さんを対象にワークショップを実施してきました。なお、このワークショップについては、のちなど、土田さんから説明してもらいます。また、メンバーでもある弁護士の津田玄児先生を講師に、去年は日本政府の国連への報告書に対して「もう一つの報告書」である「国連子どもの権利委員

会への統一報告書」から、「第 36 章の 余暇・遊び・文化」について学習しました。こうした、子どもに向けたワークショップや大人に向けた学習会を通じて子どもの権利条約を区民に知ってもらい、条例づくりの土壌を私たちは作っていきたいと考えています。

#### 4. 練馬と子どもの権利条約

先ほど、練馬チャイルド発足の契機として、2016 年に子どもの権利条約から子どもの署名について考える取り組みがあったことを述べましたが、実は、練馬ではそれ以前にも子どもの権利条約から子どもの権利について考える大きな運動があったことをお伝えしたいと思います。このことを教えて下さったのは、ねりまチャイルドのメンバーでもある元小学校教員の小岩昌子さんでした。

小岩さんからいただいたブックレット『子どもの権利条約から保育の民間委託を考える一国連へ みんなで届けた練馬の声—』によりますと、今から 15 年前の 2004 年 7 月、練馬区は公立保育園の民間委託についての計画を発表しました。これに対して、保育関係者や子どもを区立保育園に預ける保護者の方たちが「公的保育を守る練馬連絡会（公保連）」を発足させました。ブックレットでは、2004 年から 2006 年まで運動の経緯が紹介されていますが、運動の中心に子どもの権利条約から公的保育の民営化を考える視点を掲げていたこと、そして学習を通じて民間委託が子どもの権利をないがしろにするものであるという確信を深め、署名運動や、集会・パレードさらには新聞紙上での意見広告などによって行政や広範な市民に訴えて、関心と共感を広げ、保育の質を落とさない、一層の充実を求めることによって子どもの権利を守っていこうとした練馬の運動の特色も明らかにされています。

また、運動の最も高揚した 2005 年には国連子どもの権利委員会・委員のロタール・クラップマンさんを練馬に招き、区内の保育園の訪問や 300 名の参加者による練馬区民会館での講演会についても紹介されています。実はクラップマンさんが来日される直前に、子どもの権利委員会は、まさに練馬の保育の民間委託を考えるために出されたような「乳幼児期における子どもの権利の実施」を採択した直後であり、クラップマンを練馬に呼ばれることにご尽力された世取山先生の解説も、このブックレットには収められています。編集されたのは、山本由美先生ですが、私がこのブックレットで印象深く読んだのは、当時の「子育て・教育分科会」代表の関日奈子さんが「はじめに」のところで述べていることばです。

この日に練馬区で何があったのか、何が生まれたのかを全国に発信したいとの思いが募ってこのブックレットはつくられました。この日のできごとは、新自由主義に基づく乳幼児政策が子どもの権利をいかにないがしろにするものであるかを、世界で初めて明らかにするものでした。……。保育の民間委託を子どもの権利から批判し、子どもの権利を実現できるような本来の保育を取り戻すための一助となれば幸いです。

と書かれていました。

#### 4. まとめ

私は、今、みなさんに 2004 年から 2006 年に練馬区であった、子どもの権利条約から公的保育の民営化を考える視点を掲げて起こった運動の歴史をお伝えしました。実は、この学習を、先月 1 月 20 日の定例会で行ったのですが、できることなら、今、ここで、この練馬の子ども権利条約の運動の歴史を知った皆さんが、子どもの権利条約から子どもを取り巻く施策について考える視点を持つと同時に、練馬区の子ども権利条例の制定に関心を持っていただき、協力していただければ嬉しい限りです。

そして、もう一点、私は子どもの権利条約の実現とそのための運動は、私たち大人が権利を考える契機にもつながると考えます。長時間労働、非正規雇用の増大等は子どもと関わる大人、それは親であったり、学校の教員であったり、祖父母であったり、さらには地域の人であったり様々ですが、こうした市民の権利が保障されていなければ、結局、子どもにそのしわ寄せが及ぶのは明らかです。未来に生きていく子ども真ん中に据え、私たち、大人の権利も考えていく、私は、子どもの権利条約は、実に意味深い問いと、さらには行動を私たち大人に投げかけていると考えます。実際に今日紹介した練馬での運動はそれを実証していると思います。

どうか、練馬での子ども権利条例制定に向けて、私たち大人も、学びあい、成長していきたいと思います。これからのご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。